

第十二回特別弔慰金の請求受付が開始されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

1. 支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- (1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者などの子
- (3) 戦没者などの ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者などの死亡時まで引き続き、1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

2. 支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

3. 請求期間

令和10年3月31日（金）まで
請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎482-2921（課直通）

大地震発生への備えについて

地震は、地球内部で大きな力がかかって岩の層が割れるために起こります。1995年の阪神淡路大震災ではマグニチュード7.3を観測、2011年の東日本大震災ではマグニチュード9.0を観測し、長さ480km・幅150kmもの岩が割れました。なお、マグニチュードとは地震の規模を表す単位で、岩の割れた面積が広いほど数値が高くなり、数値が1増えると地震のエネルギーは約32倍、2増えると約1000倍になります。また、震度とは地震の揺れを1から7で表したもので、震源地からの距離や地盤の硬軟により差が生じます。

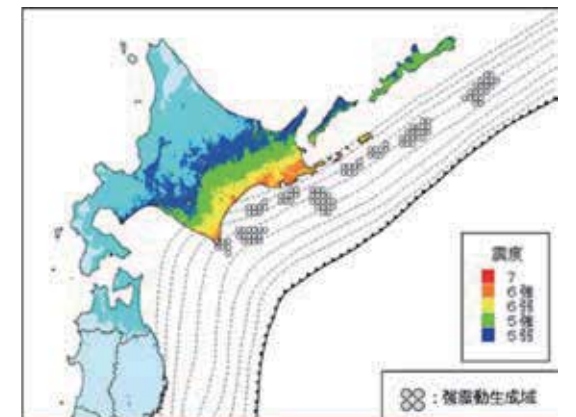
ここからは、本町で発生する可能性がある大地震を2つの種類に分けて説明します。

一つ目は、**直下型地震**です。1938年の「屈斜路湖の地震」では死者が1名、ほかに家屋の全半壊など複数の被害が生じました。最近では2024年1月にサワンチサップで震度4を観測するなど、大きな地震が時折発生しています。町内の周辺には標津断層があり、この断層による地震は最大で震度5強～6弱になると予想され、地下伏流水などの影響で地盤の液状化による被害が発生する可能性があります。また、震度6弱の地震では立っていられなくなるほか、固定していない家具の大半が転倒したりドアが開閉不能になったり、壁のタイルや窓ガラスが破損・落下したりするなど、逃げ道の確保が困難になります。

二つ目は、**日本海溝・千島海溝周辺型地震**です。千島海溝沿いでは、東日本大震災と同程度の巨大地震が17世紀に発生したと考えられています。政府の地震調査委員会は、この巨大地震から約400年が経過していることから、「地震の発生が切迫している可能性が高い」とし、地震が発生した場合は沿岸部で震度6強～7、津波の高さは最大30メートル前後になると予測しました。本町内では津波による直接的影響はおそらくありませんが、沿岸部を訪れているときに大地震や津波が発生した際は、最寄りの高台や避難所などに直ちに避難してください。

なお、日本海溝・千島海溝沿いで大地震が発生した場合、その後1週間程度はさらに大きな地震が発生する可能性が高まるとして、**北海道・三陸沖後発地震注意情報**が発表されます。震度7を観測した令和6年能登半島地震の死因の多くは「圧死」「窒息・呼吸不全」で、倒壊した建物や家具の下敷きになったとみられています。また、寒さによる「低体温症・凍死」も少なくなかったため、特に冬期・夜間・停電時の暖房対策も重要となります。ご自分の身を守るためにも、日頃からの備えの再確認をしましょう。

最後に、今年の本町防災総合訓練は、直下型大地震の発生を想定して、8月7日（土）に弟子屈中学校周辺で住民の皆さまを対象に、避難行動、段ボールベッドの組立て、学校給食センターなどによる炊出し・試食体験などの避難所生活を体験していただけるように計画しています。今後、このコーナーなどでご案内しますので、ぜひ参加よろしくお願ひします。



【内閣府 HP】「千島海溝モデルの想定震度分布図」



【気象庁 HP】「後発地震注意情報」

ルールを守って、明るい選挙！

ポスターの「品位保持」のため公職選挙法が改正されました

- ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面にポスターを使用する候補者の氏名を有権者が見やすいように記載し、品位を損なう内容（商品広告やわいせつ画像など）を記載してはいけません（法第144条の4の2）。
- ポスター掲示場に掲示したポスターなどにおいて、特定の商品の広告やその他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処されます（法第235条の3第2項）。
- 改正は令和7年5月2日から施行され、以降その期日を公示または告示される選挙について適用されます。

「選挙妨害」や「虚偽事項の公表」は犯罪です！

有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図面の毀損など、投票の自由や選挙運動の自由を妨害するような行為は選挙の自由妨害罪として処罰されます（法第225条）。

また、当選させない目的をもって候補者に関して虚偽の事項を公にし、または事実をゆがめて公にする（SNSでの発信も含まれます）ことも処罰の対象となります（法第235条第2項）ので、SNSなどの発信・拡散に当たっては、情報の真偽をよく確かめてから発信するようにしましょう。

詳しい内容につきましては下記QRコードより、総務省ホームページをご覧ください。



問い合わせ先／町選挙管理委員会事務局 ☎482-2191

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎482-2912（課直通）